

令和8年度施設利用制限等特記事項

1 優先事業について

岩手県が主催する事業は、優先事業として取り扱います。

また、優先事業に位置付けしている日本武道館との共催事業（武道指導者研修会、武道錬成大会）については現在日程調整中であり、利用申込みの日程と重複した場合には、日程調整（協議）させていただきます。

2 利用料金及び利用手続きについて

- ・利用料金については、各施設の条例等で定める使用料の上限額から指定管理者が県から承認を得た金額となっております。
- ・利用手続きについては、令和7年度と同様を予定しています。

3 岩手県営武道館の休館日について

休館日は毎週水曜日となっており、原則として利用申込みを受け付けておりません。大会及び行事等で開館する必要がある場合はご相談ください。

4 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（貸出可能）があっても、利用をお断りすることがあります。

5 利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から、一部の利用を制限します。

利用できる事業	武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等
	スポーツに関する研修会、講習会等
	学校・企業等の運動会など
	利用に必要な備品が整備されている競技 ※バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球
利用できない事業	フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技
	利用に必要な備品が整備されていない競技等 ※バスケットボールなど、「利用できる事業」記載以外の競技